



最近よく耳にする、「療育」について、「療育ってなに?」「放課後児童クラブとどう違うの?」というお話を頂くことがあります。そこで、療育の基本的なポイントを下記にまとめました。

1. 療育とは

…生きづらさを持つ子どもたちが自立した(自己選択のできる)社会参加ができるように、保護者と協働(きょうどう)でていねいな子育てを行うこと。

2. 療育をうけるときの大切なポイント

…療育の目的は“お預かり”ではありません。利用するときは次の4つのポイントを心がけましょう。

- ① 目標や目的をもって利用しましょう。
- ② 子育てにおける気になることなどを相談しましょう。
- ③ 療育での状況を確認しましょう。
- ④ 必要に応じて相談支援専門員に、関係機関等の連携調整をお願いしましょう。



3. 療育を受けられる場所

- ① 児童発達支援 : 小学校就学前までの子どもが対象
- ② 放課後等デイサービス: 主に6歳から18歳までの就学している子どもが対象

児童発達支援/放課後等デイサービスは、日常生活における基本的な動作や技能、集団生活に必要な社会性やコミュニケーションを練習し、家庭や園・学校での生活がより豊かになるように“子ども”と“家族”を支援するところです。

例えば…

- | | | |
|------------|-----------------|---------|
| ・ことばが出ない | ・落ち着きがない | ・手先が不器用 |
| ・集中力が続かない | ・コミュニケーションが苦手 | |
| ・集団行動が苦手 | ・友達とトラブルになる | |
| ・読み書き計算が苦手 | ・食事や着替えが上手くできない | etc. |

このような子どもが困っていること、家族が気になること等に対して支援を行います。療育は、子どもの心身の成長や置かれている環境に合わせて行われます。



療育の利用・手続きについて

- ◆療育の利用には市町村への申請と相談支援(支援利用計画の作成)が必要です。
- ◆まずはお住いの自治体に相談してみましょう。

- ・相談支援事業所では、困りごとや希望を伝え、どのような支援を利用するかを決める支援利用計画(案)を作成してもらいましょう。
- ・療育の事業所は、地域に複数あります。事業所ごとに特色があり、支援内容も異なりますので、気になる事業所があれば見学・体験をしてみましょう。



療育に通いはじめたら

- ・療育は個別支援計画(個々の子どもの状況に応じた支援計画)に基づいて行われます。困りごとやできるようになってほしいこと等を児童発達支援／放課後等デイサービス事業所と話し合い、子どもと家族も目標をもって利用しましょう。
- ・子どもの発達や課題について、関係機関による定期的な話し合いやモニタリング(支援計画の効果測定)が実施されます。今後の支援について、子どもと家族を中心に各関係機関が考える場ですので、家庭での様子や本人・家族の希望を伝えましょう。

療育の利用・手続きの流れ

